

動力消防ポンプ 技術基準 - 西日本防災システム

動力消防ポンプ

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近で、かつ、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月自治省令第24号）の第5条に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。

3 水源

水源水量

地盤面下に設けられている水源にあつては、その設けられている地盤面の高さから4.5m以内の水量を有効水量とすること。

水源水量の確保

動力消防ポンプ設備の水源と雑用水等の水源を併用する場合にあつては、第2 屋内消火栓設備 2. (2). イを準用すること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3. (1) に定める水源水量が有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

